

令和4年

第4回市議会定例会 議案第17号

函館市子ども医療費助成条例の一部改正について

函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

函館市子ども医療費助成条例（昭和48年函館市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 子ども 親権を行う者，未成年後見人その他の者に現に養育されている者で，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

第2条第4号中「子ども」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第7条において」に改め，同条第2項および第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，附則第3項から第5項までの規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の函館市子ども医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に関する給付について適用し，施行日前に行われた医療に関する給付については，なお従前の例による。

3 特例子ども（施行日において，医療費の助成を受けることができる

子どもに該当すべき者（第2条および第3条の改正規定により新たに医療費の助成を受けることができる子どもに該当すべき者となるものに限る。）をいう。以下同じ。）の保護者は、施行日前においても、当該特例子どもが施行日において医療費の助成を受けることができる子どもに該当することを条件として、当該医療費の助成について、改正後の条例第4条第1項の規定による申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、施行日前においても、改正後の条例第4条第2項の規定による受給資格の有無に係る認定を行うことができる。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（提案理由）

子どもに対する医療費の助成について、対象者の範囲を18歳まで拡大し、および保護者が一定以上の所得を有する場合に助成の対象外とする措置を廃止することとするため